「埼玉県不動産鑑定士調停センター」フローチャート

相談者（申立人）

→ 電話対応マニュアルの作成
（士会事務局用）

↓

埼玉県不動産鑑定士協会内事務局　受付（電話又は直接来訪）
（ADR 事前相談への誘導、毎月第１、第３金曜日午前９時～午後４時）

↓

ADR 事前相談業務による事案の検討及び選別
（担当調停人の選任、当番制、又は、紛争所在地による）

事前相談料納付 → 事案の相談、　申立受付　又は不受理、
（後日申立費用に充当）　　（他の ADR 紹介）

↓

申立受理・申立の趣旨及び資料の確認
（担当調停人　原則、不動産鑑定士２名）

申立費用納付 →

１．事前相談受付担当調停人
２．紛争所在地に精通した調停人

↓

第１回期日費用納付 → 相手方への通知　（申立人と日程調整のうえ、
第１回期日を指定）

↓

相手方からの回答

↓　　→

手続きに応じる。　　手続に応じない。
（不応諾、申立人に通知）

↓

第１回調停開始

第２～３回
期日費用等納付 →

（調停期日 2～３回程度）
（事案により、弁護士調停人に参加）

↓

解決案の提示

↓　　→

成立費用等納付 → 調停成立　　不成立（解決案に応じない場合）
（経費清算）

（調停合意書）作成
（当事者の合意により即決和解、
公正証書による執行力の付与）